

平成26年版

別冊

牧之原市の環境

エコアクション21・牧之原市地球温暖化防止実行計画
環境活動レポート

対象期間：平成25年 4月 1日～平成26年 3月31日

発行日：平成26年 7月17日



目 次

1 平成25年度 水質調査結果	P 2
2 環境活動団体	P 5
(1) 環境活動団体	P 5
(2) リバーフレンドシップ	P 6
(3) アダプトロードプログラム	P 7
3 各課の取組	P 8
(1) 総務部	P 8
(2) 政策協働部	P 8
(3) 市民生活部	P 9
(4) 福祉こども部	P 10
(5) 健康増進部	P 11
(6) 産業経済部	P 12
(7) 建設部	P 13
(8) その他	P 14
(9) 教育文化部	P 14
(10) 小学校・中学校	P 15
(11) 幼稚園・保育園	P 17
(12) 消防本部	P 19
4 参考資料	P 20
(1) 浄化槽	P 20
(2) 大気	P 21
(3) 水質	P 23
(4) 騒音	P 27
(5) 振動	P 30
(6) 化学物質関係	P 31
(7) かおり・悪臭	P 32
(8) 平成 26 年度手数料及び補助金	P 33

1 平成 25 年度 水質調査結果 【河川水質調査結果】

No.	調査地点		pH		SS (mg/l)		COD (mg/l)		BOD (mg/l)		DO (mg/l)	
			夏季	冬季	夏季	冬季	夏季	冬季	夏季調査	冬季調査	夏季	冬季
1	坂口谷川	起点	7.9	8.1	2.8	1.0	4.9	4.5	0.5未満	0.5未満	7.3	12.3
2	坂口谷川	坂口谷川橋	8.0	8.6	2.4	1.0	5.1	4.1	0.5未満	0.5未満	7.3	14.3
3	高尾川	坂口谷川合流手前	8.9	9.5	1.0未満	1.0未満	5.0	6.5	0.5未満	0.5未満	9.8	14.4
4	毛ヶ谷川	坂口谷川合流手前	8.9	9.6	1.0未満	1.0	4.7	5.9	0.5未満	0.7	9.4	17.6
5	水ヶ谷川	坂口谷川合流手前	7.8	8.7	1.4	1.8	5.8	6.5	1.4	1.7	4.2	17.6
6	千頭ヶ谷川	坂口谷川合流手前	9.8	10.5	2.0	1.2	6.8	4.7	1.1	0.5未満	12.2	13.3
7	坂口谷川	唐木田橋	7.7	9.0	6.8	1.4	7.2	5.3	0.8	0.8	6.3	16.8
8	辻川	坂口谷川合流手前	8.7	9.7	4.8	2.6	7.6	6.2	2.1	0.7	10.2	18.6
9	御馬ヶ谷川	坂口谷川合流手前	8.0	9.1	1.6	1.2	3.7	4.6	0.8	1.0	8.0	11.7
10	万代川	坂口谷川合流手前	7.3	7.8	2.2	1.0	3.3	3.5	0.7	0.9	8.2	11.0
11	坂口谷川	井の口橋	7.7	9.1	4.0	8.2	5.3	3.1	0.8	0.9	7.9	12.2
12	谷田川	坂口谷川合流手前	7.7	8.8	2.0	3.2	4.3	4.9	1.0	0.8	9.3	16.0
13	坂口谷川	佐々木橋	7.3	7.6	16	10	5.2	3.6	1.4	0.8	7.3	15.0
14	白羽川	坂口谷川合流手前	7.4	9.4	6.4	1.0未満	3.9	4.8	1.1	1.3	9.0	16.6
15	沢垂川	坂口谷川合流手前	7.4	7.9	1.2	1.4	7.3	7.9	2.7	2.8	8.4	9.2
16	坂口谷川	十石橋	7.1	7.4	9.4	7.2	4.3	3.5	1.2	0.5未満	6.5	10.8
17	浜田都市下水路	坂口谷川合流手前	7.1	7.2	13	8.2	7.8	6.8	5.6	2.8	3.8	7.7
18	坂口谷川	河口	7.1	7.3	9.6	7.9	4.5	4.4	0.8	1.0	5.7	8.3
19	勝間田川	起点	6.8	7.0	1.0未満	1.0未満	2.3	2.0	0.6	0.5未満	8.5	11.9
20	中島川	勝間田川合流手前	8.0	8.2	1.4	1.0未満	5.5	4.3	0.8	0.5未満	8.1	13.2
21	西村川	勝間田川合流手前	7.6	8.0	1.0未満	1.0未満	3.4	2.3	0.5未満	0.5未満	7.6	13.0
22	地獄沢川	勝間田川合流手前	7.8	8.2	1.2	1.0未満	5.5	3.8	0.9	0.5未満	8.4	13.7
23	鳴沢川	勝間田川合流手前	7.5	7.9	1.2	1.0未満	2.7	2.0	0.5未満	0.7	7.7	11.7
24	本谷川	勝間田川合流手前	8.5	9.7	1.2	1.6	5.5	6.9	0.8	1.4	9.7	15.5
25	勝間田川	智生寺橋	8.9	9.1	1.0未満	1.0未満	5.0	4.0	0.7	0.5未満	12.8	15.2
26	沢川	勝間阿弥陀堂付近	7.4	7.9	1.0未満	1.0未満	1.5	3.4	0.5未満	0.5未満	7.6	12.0
27	三栗川	中流	6.4	7.2	1.0未満	1.0未満	1.5	1.3	0.5未満	0.5未満	8.0	10.9
28	丸尾川	三栗川合流手前	6.9	7.3	1.0未満	1.0未満	1.9	1.3	0.5未満	0.5未満	7.9	11.1
29	大溝川	三栗川合流手前	6.6	7.2	1.0未満	1.0未満	1.8	1.4	0.5未満	0.5未満	8.5	9.4
30	三栗川	勝間田川合流手前	6.5	6.9	2.2	1.2	1.9	1.8	0.5未満	0.5未満	8.7	10.0
31	勝間川	勝間田川合流手前	9.5	10.2	3.6	2.6	9.2	6.3	1.6	1.0	7.8	21.2
32	勝間田川	高山橋	9.0	8.6	3.2	1.0	3.8	4.0	1.1	0.5未満	11.1	12.2
33	権九川	勝間田川合流手前	7.4	7.9	2.0	1.0未満	4.2	2.5	0.8	0.5未満	7.3	9.9
34	朝生川	起点	7.3	7.7	1.4	1.0未満	5.6	4.0	0.5未満	0.5未満	7.7	11.1
35	朝生川	中流	6.9	7.3	1.0未満	1.0未満	3.1	1.6	0.5未満	0.5未満	7.2	8.9
36	南ノ谷川	朝生川合流手前	6.7	7.1	2.0	1.0	2.5	1.6	0.5未満	0.5未満	8.0	11.3
37	朝生川	勝間田川合流手前	7.0	7.0	1.0未満	1.8	2.3	1.9	0.5未満	0.5未満	6.8	9.5
38	中川	勝間田川合流手前	9.3	10.2	7.2	2.0	8.9	6.0	1.4	0.5未満	13.8	18.4
39	新川	勝間田川合流手前	10.7	10.3	5.2	2.0	8.4	7.3	1.7	2.0	13.6	17.9
40	堂峯都市下水路	勝間田川合流手前	7.3	7.5	1.4	3.0	7.2	10	2.3	8.0	6.2	6.6
41	新戸川	勝間田川合流手前	9.2	9.1	7.6	7.4	7.4	5.9	1.9	2.5	10.3	16.8
42	橋柄川	新戸川合流手前	9.2	9.3	9.0	1.0	7.2	5.1	2.0	0.5未満	11.2	17.7
43	坊久都市下水路	勝間田川合流手前	7.3	7.7	12	7.6	18	25	31	20	3.1	4.6
44	雨垂都市下水路	勝間田川合流手前	6.8	7.2	3.6	5.8	7.6	8.9	2.3	9.4	4.3	5.0
45	山田川	勝間田川合流手前	7.3	7.3	3.0	3.2	3.5	3.9	1.1	2.7	7.6	11.7
46	馬込川	勝間田川合流手前	7.1	7.4	1.4	2.0	4.4	5.1	1.7	1.2	5.8	12.3
47	源氏都市下水路	勝間田川合流手前	7.1	7.6	9.6	6.8	17	24	10	22	3.4	6.2
48	中条川	勝間田川合流手前	7.8	7.5	9.2	18	6.9	9.4	1.9	3.1	5.4	3.5
49	勝間田川	河口	8.0	7.6	19	3.2	5.3	3.7	1.2	0.8	6.5	10.2
環境基準(河川B類型)			6.5～8.5		25以下		—		3以下		5以上	

No.	調査地点		pH		SS (mg/l)		COD (mg/l)		BOD (mg/l)		DO (mg/l)	
			夏季	冬季	夏季	冬季	夏季	冬季	夏季調査	冬季調査	夏季	冬季
50	萩間川	大倉	7.6	7.7	1.0	1.0未満	2.0	2.3	0.5未満	0.5未満	9.4	11.8
51	荒川	荒川橋	7.2	7.4	1.0未満	1.0未満	3.0	2.9	0.5未満	0.7	5.6	11.6
52	御相談川	萩原文夫宅前	7.4	7.9	1.0未満	1.0未満	3.0	2.9	0.6	0.6	7.7	11.7
53	御相談川	萩間川合流手前	7.7	7.7	1.0	1.0未満	4.1	4.1	0.7	0.8	8.5	11.6
54	萩間川	石上橋	8.5	8.1	1.4	1.0未満	4.0	3.1	0.6	0.5未満	11.5	14.0
55	部ヶ谷川	大寄橋	7.3	7.4	1.0	1.0未満	4.0	2.1	0.5未満	0.5未満	4.4	10.7
56	萩間川	宮下橋	7.4	7.5	3.4	1.0	4.3	3.7	0.7	0.5	7.0	12.4
57	蛭ヶ谷川	蛭ヶ谷大橋	8.0	7.5	4.0	35	5.8	12	1.6	7.1	6.8	10.7
58	蛭ヶ谷川	蛭ヶ谷橋	7.8	8.0	4.6	5.2	12	14	1.4	2.9	8.4	12.7
59	蛭ヶ谷川	萩間川合流手前	7.6	7.4	1.6	6.4	9.7	14	0.5未満	4.2	4.4	8.8
60	白井川	白井神社前	8.3	8.6	1.0未満	1.0未満	6.2	6.0	17	4.2	6.7	9.6
61	白井川	宮本下	7.9	7.8	4.6	1.6	8.2	6.5	9.9	12	5.8	8.8
62	土沢川	市川秀樹宅前	8.2	7.7	2.0	1.2	4.9	4.6	1.0	0.5未満	8.7	11.6
63	白井川	萩間小学校前	9.2	8.2	2.2	7.2	6.7	17	0.9	4.9	10.0	13.2
64	白井川	萩間川合流手前	8.2	8.3	2.4	4.6	6.7	18	1.6	7.5	8.1	12.6
65	萩間川	河原橋	7.9	8.2	3.2	4.0	5.3	5.0	1.0	1.9	9.1	13.4
66	萩間川	水神橋	7.9	8.3	4.2	3.2	5.8	5.1	0.8	0.5未満	7.7	14.7
67	萩間川	女神・松本境	9.2	7.7	5.6	3.4	6.9	7.6	1.0	4.0	14.1	10.6
68	久保井川	久保井川橋	7.9	7.4	2.2	1.0未満	3.7	2.5	0.5未満	0.5未満	8.7	12.6
69	時ヶ谷川	宮代橋	6.7	8.1	12	4.0	18	4.5	16	0.9	9.5	14.6
70	菅ヶ谷川	萩間川合流手前	10.3	9.0	18	3.6	6.7	3.6	0.7	0.5未満	14.2	12.7
71	萩間川	東中橋	8.5	8.1	8.6	3.4	6.7	5.4	1.1	1.6	9.2	13.1
72	柳田川	萩間川合流手前	7.3	7.6	3.0	1.0未満	4.4	3.1	0.7	0.5未満	7.7	12.1
73	藤沢川	萩間川合流手前	9.7	7.9	4.6	1.2	6.8	5.3	1.6	2.2	9.8	13.8
74	堀之内川	萩間川合流手前	10.0	7.8	3.2	2.2	8.0	12	1.2	2.1	8.8	10.7
75	天の川	ファミリーファッション橋本屋	9.8	8.0	13	1.2	9.6	8.0	2.7	12	8.6	12.4
76	天の川	萩間川合流手前	9.5	7.3	36	7.4	20	10	3.3	4.4	12.0	7.9
77	三の丸裏都市下水路	萩間川合流手前	7.6	7.1	12	15	14	18	5.0	33	3.9	4.3
78	萩間川	港橋	8.2	7.4	9.2	5.8	6.9	5.0	1.1	1.2	8.7	8.3
79	江湖川	江湖橋	8.1	7.8	9.8	7.0	4.7	4.7	1.3	2.0	6.7	8.6
80	萩間川	河口	8.2	7.7	10	6.6	3.6	3.4	1.9	0.9	5.8	7.9
81	大磯川	雇用促進住宅前	7.3	8.0	5.4	1.0未満	4.1	2.0	0.6	0.5未満	8.8	11.7
82	大磯川支流	大磯川3本下	7.4	7.4	19	1.4	13	4.2	5.2	3.1	7.0	10.4
83	樋尻川	樋尻川合流ポイント	7.5	7.2	6.6	14	13	33	8.2	14	3.8	4.2
84	樋尻川	水門手前	7.1	7.2	21	14	23	26	19	12	2.3	3.9
85	大久保川	河口	8.1	7.5	5.8	6.4	12	20	5.3	14	7.2	7.1
86	須々木川支流	須々木川合流手前	8.3	8.6	11	1.0未満	7.9	4.9	1.1	0.5未満	7.8	13.0
87	須々木川	通学路下	7.6	7.9	3.8	16	6.7	6.7	2.6	2.8	6.1	11.2
88	地代川	太平洋岸自転車道下	7.7	7.6	5.8	11	10	14	5.1	6.3	4.3	7.0
89	東沢川	石川石材	7.8	7.9	10	2.4	7.6	4.6	1.6	1.2	7.9	11.6
90	地頭方都市下水路	河口	7.5	7.6	10	3.8	10	11	4.8	6.0	4.8	6.3
91	箴川支流	ミヰ付近排水路	7.8	7.6	14	3.0	15	7.4	8.5	2.1	6.7	10.6
92	箴川支流	箴川合流手前	8.9	8.9	1.6	1.0未満	9.8	6.4	0.9	0.5未満	9.6	12.1
93	新溝川	豊岡橋	7.4	7.7	27	4.0	11	5.3	3.5	1.9	4.1	11.9
94	新溝川	箴川合流手前	7.3	7.2	9.8	1.0	7.7	5.6	1.5	1.4	5.2	6.5
95	大原川	グループホーム相良の家前	7.0	7.4	10	4.6	8.0	7.5	4.0	4.0	5.6	10.1
96	遠渡都市下水路	河口	7.6	7.9	4.0	1.4	12	6.8	2.9	1.2	6.3	8.6
97	蛭ヶ谷川	蛭ヶ谷大橋と蛭ヶ谷橋の中間地点	9.5	7.9	2.0	4.0	13	43	1.0	15	13.0	12.3
環境基準(河川B類型)			6.5～8.5		25以下		—		3以下		5以上	

網掛け:環境基準に適合しないもの。坂口谷川本流、勝間田川本流及び萩間川本流萩間川本流以外の調査地点は類型指定がないが、参考として萩間川本流の河川B類型の環境基準との比較を行った。

【大腸菌群数調査結果】

(単位：MPN/100ml)

調査地点名	採取日	調査結果	環境基準
萩間川（相良中学校前）	平成 25 年 7 月 31 日	3,100	5,000 以下
	平成 26 年 1 月 28 日	13,000	
勝間田川（静波西保育園前）	平成 25 年 7 月 30 日	5,000	
	平成 26 年 1 月 27 日	4,900	
坂口谷川（細江第 1 機場前）	平成 25 年 7 月 29 日	35,000	
	平成 26 年 1 月 29 日	13,000	

環境基準：環境庁告示第 59 号(昭和 46 年 12 月)

2 環境活動団体

(1) 環境活動団体

職業・所属団体等	活動内容	活動場所
カメハメハ王国	- アカウミガメの保護 - 自然環境保護 - カメの生態調査 - 砂浜保全	牧之原市内の河川・海岸線
まきのはら水辺の楽校	- 米づくり体験（田植え～籾摺り） - 川や田んぼの生きもの観察 - 各種自然体験、植樹体験 - ネイチャーゲーム - 正月用しめ縄づくり、餅つき体験	- 市内の河川・海岸 - 榛原ふるさとの森
フォーラム海岸環境グループ	砂浜保全	相良サンビーチ
相良里山自然教室の会	里山自然教室、自然観察・自然学習、ネイチャーゲーム 生物採取 朝礼での話「自然に親しむ」	すすき幼稚園裏山
楽遊会	自然環境、里山づくり 公園づくり、海岸・松林の保護	菅山区（西山寺） （岩倉山）
時ヶ谷桜会	炭焼き体験教室	菅山区（時ヶ谷地区）
めだかの会	自然体験学習	地頭方地区
静波海岸ボランティアの会	静波海岸周辺（保安林等）の整備	静波海岸（第1線防風林）
榛原里やまの会	里山保全、自然体験学習	空港周辺の里山（坂口） （赤坂の池、千頭ヶ谷等）
里山・榛原ふるさとの森 谷津田クラブ	米づくり体験（田植え～籾摺り） 生きもの観察（川、田んぼ、海） （海…潮干狩り及び汽水域生きもの） 各種自然体験 （植樹、川釣り、ネイチャーゲーム、海草押し葉づくり、正月用しめ縄づくり、餅つき体験） 浜岡原発温水利用	榛原ふるさとの森



海岸に上陸したアカウミガメ

(2) リバーフレンドシップ

リバーフレンドシップとは住民と行政による協働事業のことです。住民や利用者などがリバーフレンド(川のともし)となり、川の清掃や除草などの河川美化活動を行い、地域全体で身近な環境保護への関心を高めることを目的としています。

河 川 名	職業・所属団体など	活動場所
萩 間 川	リバーフレンドシップ中西 (上) グループ	中西橋～上流 440m
	リバーフレンドシップ中西 (中) グループ	中西橋～下流 210m
	リバーフレンドシップ中西 (下) グループ	中西橋下流 210m～360m
	リバーフレンド西萩間	中谷橋～石上橋下流 210m
	相良中学校 相良球友会 RF 部	湊橋上流 360m～495m (左岸)
	リバーフレンド男神前組	白井川合流点下流 60m～510m (左岸)
		萩間川合流点～下流 60m (左岸)
白井川	リバーフレンド男神裏組	天神橋～萩間川合流点 (左岸)
坂口谷川	坂 6 リバーフレンド	星久保橋～堂ヶ谷橋 (右岸)
	坂 5 リバーフレンド	門前橋～星久保橋 (右岸)
	坂 4 リバーフレンド	河原崎橋～八ツ枝橋 (左岸)
	坂 1 リバーフレンド	河原崎橋～八ツ枝橋 (右岸)
	坂部区リバーフレンド	御馬ヶ谷橋～河原崎橋 (右岸)
	坂 3 リバーフレンド	万代橋～河原崎橋 (左岸)
	榛南ライオンズクラブ	大正橋～御馬ヶ谷橋 (右岸)
	坂口谷川を守る会	樋泉橋～佐々木橋
	夫婦慎保存会	寄子橋～十石橋 (右岸)
勝間田川	西の谷ビューティフル	高橋上流～智生寺橋下流 (左岸)
	勝間ビューティフル	学橋～高橋上流 (左岸)
	リバーフレンド大沼	樋口橋上流～学橋 (左岸)
	リバーフレンド法士	勝間川合流点～樋口橋上流 (左岸)

河 川 名	職業・所属団体など	活動場所
勝間田川	勝間田川を守る新戸 （上）グループ	西川橋～清水橋（右岸）
	勝間田川を守る新戸 （下）グループ	千両西川橋下流～西川橋（右岸）
	リバーフレンド庄内	竹橋～上流（右岸）
	牧之原市まちづくり 実行隊環境グループ	深谷橋～竹橋（右岸）
	橋向イチロク会	秋葉橋～深谷橋（右岸）
	リバーフレンド西町	後川橋下流 80m～勝間田川橋（左岸）
三栗川	三栗リバーフレンド	高橋～大溝川合流点
朝生川	朝生川上美化会	宝蔵庵橋～三ヶ谷橋
	朝生川下美化会	勝間田川合流点～宝蔵庵橋

(3) アダプトロード・プログラム

職業・所属団体など	活動場所
女神花の会	女神花壇
西萩間花の会	西萩間花壇
さがら牧之原花の会	牧之原ふれあい花壇
東福田（ひがしふんだ）フラワーフレンド	東福田花壇
共和建設(株)親和会	市道落居海岸 1 号線 ～ 東沢橋
美緑路（びろーど）布引原	牧之原郵便局前 ～ 旧名 市道大沢原 5 号線
矢崎部品株式会社榛原事業所	牧之原郵便局前 ～ 旧名 市道大沢原 5 号線
有限会社二葉測量設計事務所	国道 150 号榛原庁舎入口交差点～観光センター交差点



ラブジアースミーティング
における海岸清掃の様子



さがら牧之原花の会による道路美化活動
（アダプトロード・プログラム）

3 各課の取組目標

		H25							H26		
部・課・係		取組項目	前期			後期			取組項目	目標	
			目標	実績	評価	目標	実績	評価		前期	後期
総務部											
	管理課 文書行政係	紙の使用量削減	(コピー機) 2%減	17%増	×	(コピー機) 2%減	21%増	×	総務課 行政係へ		
	管理(情報)課 管財契約係	電力使用量の削減	契約量の維持	4%減	◎	契約量の維持	10%減	◎	電気使用量の削減	前回比より減少	
	情報システム係	H26新設							紙の使用量削減	前回比より減少	
	人事研修課(総務課) 人事研修係(人事係)	時間外勤務の抑制	前回比より減少	消防署の異動のより増加	×	前回比より減少	増減なし	△	時間外勤務の抑制	前回比より減少	前回比より減少
	総務課 行政係	H26 管理課文書行政係から									
	防災課 防災交通係・消防係	廃棄物の削減	前回比より減少	約600枚の紙使用量が増えた	△	前回比より減少	前年比 130%	△	廃棄物の削減	前回比より減少	前回比より減少
	危機管理課 危機管理係	廃棄物の削減	前回比より減少	約600枚の紙使用量が増えた	△	前回比より減少	前年比 130%	△	紙の使用量削減	前回比より減少	前回比より減少
	原子力防災係	H26新設									
政策協働部											
	秘書広報課 秘書広報係	HP閲覧者数の増加	前年対比増	前年比133%	○	前年対比増	前年比 111%	○	紙の使用量削減	HP閲覧者数増	HP閲覧者数増

		H25							H26		
部・課・係		取組項目	前期			後期			取組項目	目標	
			目標	実績	評価	目標	実績	評価		前期	後期
	地域外交係	時間外勤務の削減	前年対比減	前年比△178h	○	前年対比減	前年比△46h	○	紙の使用量削減	HP閲覧者数増	HP閲覧者数増
	企画課 企画調整係	紙の使用量削減	統計調査員への連絡	調査員63名のうち2名にメール	△	部数の適正発行	ペーパーレス化に務め、200部とした	○	紙の使用量削減	両面印刷、印刷前の確認	両面印刷、印刷前の確認
	空港交通係	H26新設								100%実施	100%実施
	地域政策課 地域政策係	環境意識を持った協働によるまちづくり	ファシリテーターの育成	職員・市民合わせて60名参加	○	地域で話合いができる環境づくりの推進	3地区で計9回の男女協働サロン開催	○	環境意識の向上	ファシリテーター研修1回、地区でのサロン開催	ファシリテーター研修1回、地区でのサロン開催
	財政課 財政係	紙の使用量削減	印刷ミスの防止	査定資料の印刷ミスなし	○	印刷ミスの防止	予算書の印刷ミスなし	○	紙の使用量削減	印刷ミス減、資料のスリム化	印刷ミス減、資料のスリム化
市民生活部											
	市民課 窓口係(市民窓口係)	電気使用量の削減	階段利用の呼びかけ70%	70%	○	階段利用の呼びかけ70%	70%	○	電気使用量の削減	階段利用の呼びかけ	階段利用の呼びかけ
	戸籍住民係	紙の使用量削減	人権擁護委員へのメール連絡	メール化率75%	○	人権擁護委員へのメール連絡	メール化率80%	○	H26係変更		
	国保年金係、後期高齢者医療係	H26新設							再利用品の利用	全ての配布物を再利用品に	全ての配布物を再利用品に

		H25							H26		
部・課・係		取組項目	前期			後期			取組項目	目標	
			目標	実績	評価	目標	実績	評価		前期	後期
	相良窓口課 総合窓口係	電気使用量の削減	空調の温度設定等のこまめな対応70%	90%	○	空調の温度設定等のこまめな対応75%	90%	◎	来場者(市民)のCO2削減	100t	200t(年間)
	市民係	電気使用量の削減	窓口照明をこまめに消灯70%	80%	○	窓口照明をこまめに消灯75%	80%	○			
	税務課 市民税係	紙の使用量削減	申告書量の前年度比5%減	電子申告のPRを行う	○	申告書量の前年度比5%減	前年度比6.5%減	○	紙の使用量削減	申告書量の前年度比5%減	申告書量の前年度比5%減
	資産税係	紙の使用量削減	電子申告件数の前年度比5%増	前年度比11%増	○	電子申告件数の前年度比5%増	前年度比11%増	○	紙の使用量削減	電子申告数5%増	電子申告数5%増
	納税課 収納推進係	時間外勤務の削減	前年度比減	概ね前年並み	○	前年度比減	概ね前年並み	○	時間外勤務の削減	前年度比5%減	前年度比5%減
	収納管理係	紙の使用量削減	裏紙利用の徹底	ほぼ全て使用	△	裏紙利用の徹底	ほぼ全て使用	△	紙の使用量削減	前年度比5%減	前年度比5%減
	環境課 環境推進係	EA21取得事業所の拡大	H24課題の洗出し	交流会を計画	△	自治体インシアティブ開催37⇒40事業所	交流会を開催37⇒37事業所	○	合併浄化槽の推進	普及率の向上	設置率36%
	公園緑地係	樹木粉碎機の利用促進	市民へのPRを行い3団体5回利用	4団体4回利用	△	年間利用20回	2団体3回利用	△	H26都市計画課へ		
	環境政策係	H26新設							環境フェアの開催	準備	開催
福祉子ども部(H26は健康福祉部に統合)											
	社会福祉課 地域福祉係	電気使用量の削減	前年度比2%減	1.4%減	△	前年度比2%減	1.4%減	△	電気使用量の削減	前年度比3%減	前年度比3%減

		H25							H26		
部・課・係		取組項目	前期			後期			取組項目	目標	
			目標	実績	評価	目標	実績	評価		前期	後期
	障害者支援係	紙の使用量削減、手間の削減	手当等支給 台帳の電算化 60%	150%	◎	台帳の電算化 70%	200%	◎	指定管理施設での EA21 の周知	施設訪問時の確認2回。	施設訪問時の確認2回。
	生活支援係	H26新設							紙の使用量削減	切手代 1,000円減/世帯	切手代 1,500円減/世帯
	高齢者福祉課 介護支援係	外部団体への環境意識の啓発	両面印刷の呼びかけ、 取組の聞取調査	EA21実践10力 条の配布	○	両面印刷の呼びかけ、 取組の聞取調査	EA21実践10力 条の配布	○	環境意識の向上	介護サービス事業所会議で周知2回	事業者指導にて10事業所以上実施
	長寿支援係	外部団体への環境意識の啓発	説明会開催時の情報提供	未実施	×	説明会開催時の情報提供	未実施	×	環境意識の向上	各老人クラブへ情報提供1回	サロンでの情報提供1回
	子育て支援課(子ども子育て課) 子育て支援係	環境教室の開催	クラブ3回、 児童館2回開催	クラブで3回開催	○	指導員研修会1回	未実施	×	環境意識の向上	児童クラブ3箇所、児童館で2回環境教室の開催	指導員研修会1回
	家庭児童相談係										
	幼保支援課(子ども子育て課) 幼保支援係	時間外勤務の削減	前年比2%減	未実施	×	前年比5%減	各園のエコリーダーと情報交換会実施	○			
健康増進部(H26は健康福祉部に統合)											
	健康推進課 スポーツ健康係	環境紙芝居の実施	2回開催	2回	○	2回開催	2回	○	自然と触れ合う場の創生	ウォーキングマップの作成	ウォーキングマップの作成
	成人健康係	環境紙芝居の実施	2回開催	2回	○	2回開催	2回	○	環境負荷の少ない食生活の推進	地産地消を取り入れた講座2回	食育推進計画の策定
	母子健康係								環境負荷の少ない食生活の推進	パパママおめでた講座での説明6回	離乳食教室での説明12回

		H25							H26		
部・課・係	取組項目	前期			後期			取組項目	目標		
		目標	実績	評価	目標	実績	評価		前期	後期	
産業経済部											
	農林水産課(農政課) 農地農政係	農地の利用集積	13ha	13.8ha	◎	14ha	14.4ha	◎	農地の利用集積	集 積 目 標 面 積0.7ha	1.3ha
	生産支援係	漁協の合併推進	漁獲量10%増	確認できず	△	漁獲量10%増	22%増	◎	H26お茶特産課(特産振興係)へ		
	基盤整備係	H26 お茶振興課から							農業施設の適 正管理	農 業 用 施 設 の 定 期 点 検 の 実 施、5か 所	農 業 用 施 設 の 定 期 点 検 の 実 施、10か 所
	お茶振興課(お茶特産課) 茶業振興係(お茶振興 係)	ゴミの削減、地場 産品の振興	会議でのペ ットボトルの 使用禁止	100%実施	○	会議でのペ ットボトルの 使用禁止	100%実施	○	ゴミの削 減、 地場産品の振 興	会議でのペッ トボトルの使 用禁止	会議でのペッ トボトルの使 用禁止
	基盤整備係	農業施設の適正 管理	定期点検の 実施	ため池周辺の 剪定実施	○	定期点検の 実施	ため池の点 検 実施	○	H26農政課へ		
	特産振興係	H26 農林水産課から							海岸保安林の 松くい虫被害 (松枯れ)の拡 大防止	松くい虫被害 木(松枯れ) 前年度比5% 減	松くい虫被害 木(松枯れ) 前年度比5% 減
	商工企業課(商工観光課) 商工(振興)係	イベント等での環 境意識の啓発	2 回開催	3 回開催した が、不十分	△	2 回開催	産業フェア 1 回 軽トラ市 2 回	◎	イベント等で の環境意識の 啓発	2 回実施	2 回実施
	市民相談係	環境教室の開催	3 回開催	8 回実施	◎	消費生活展 の開催	一回実施	◎	環境教室の開 催	3 回開催	消費生活展 の開催
	企業立地係	市内企業への環 境意識の啓発	10 社に取組 依頼	依頼できず太 陽光事業等の 推進は実施	△	10 社に取組 依頼	依頼できず太 陽光事業等の 推進は実施	△	市内企業へ環 境意識の啓発	10 社に取組 依頼	10 社に取組 依頼

		H25							H26		
部・課・係		取組項目	前期			後期			取組項目	目標	
			目標	実績	評価	目標	実績	評価		前期	後期
	観光空港課(商工観光課) 観光振興係	イベント等での環境意識の啓発	年間6事業実施	5事業実施	○	年間6事業実施	1事業実施	○	イベント等での環境意識の啓発	年間6事業実施	年間6事業実施
	空港利用促進係	エアポートエコミュージアムの実現	整備計画の策定	計画案の策定	○	地元との協議	地権者への素案提示	○	H26企画課へ		
建設部											
	維持管理課(建設管理課)管理係	相乗りによる公用車の使用削減	CO2削減率15%	12.5%	×	CO2削減率17.5%	12.5%	×	不法投棄の減少	0件	0件
	維持係	工事写真の電子化	電子化率30%	5件中0件0%	×	電子化率35%	49件中1件2%	×	H26建設課へ		
	住宅地籍係	H26都市計画課から							公用車の使用削減	CO2削減率20%	CO2削減率22.5%
	建設課 道路新設係(道路係)	相乗りによる公用車の使用削減	CO2削減率20%	16.70%	×	CO2削減率25%	26.40%	○	公用車の使用削減	CO2削減率20%	CO2削減率20%
	工事係	工事写真の電子化	電子化率40%	11件中1件(未完成のため)9%	×	電子化率35%	11件中7件64%	○	H26係廃止		
	河川係	H26新設							工事写真の電子化	電子化率100%	電子化率100%
	維持係	H26維持管理課から							不法投棄の減少	不法投棄パトロールの100%実施	不法投棄パトロールの100%実施
	都市計画課 都市計画係(都市建築係)	工事写真の電子化	電子化率20%	10件中7件70%	○	電子化率25%	10件中7件70%	○	紙の使用量削減	リサイクル用紙使用率40%	リサイクル用紙使用率40%

		H25							H26		
部・課・係		取組項目	前期			後期			取組項目	目標	
			目標	実績	評価	目標	実績	評価		前期	後期
	建築住宅係	相乗りによる公用車の使用削減	CO2削減率 20%	28% (45/158回)	×	CO2削減率 25%	29% (37/125回)	○	H26建設管理課へ		
	公園係	H26環境課から							公用車の使用 削減	CO2 削 減 率 20%	CO2 削 減 率 25%
	水道課 業務係	口座振替の推進	口座振替率 85.6%	85.30%	△	口座振替率 85.7%	84.8%	△	電子申請によ る紙使用量削 減	電 子 申 請 に 向け調査	電子申請 2 種 類導入
	工務係	水道管の耐震化 の推進	耐 震 化 率 14.2%	13.90%	×	耐 震 化 率 14.4%	14.80%	○	石綿セメント 管の更新	耐震化率%	耐震化率%
会計管理者											
	会計課 出納係	時間外勤務の削 減	前年対比減	9%減	○	前年対比減	40%増（自動 振替伝票の会 計課全件起票 を開始したため	×	事務事業の見 直し	イントラによる 周知	研 修 会 の 開 催
議会事務局											
	議会事務局	紙の使用量削減	データ提出 の推進	実施できた	○	データ提出 の推進	実施できた	○	紙の使用量削 減	電 子 化 率 30%	
教育文化部											
	教育総務課 総務係	後援事業の環境 配慮	40%以上実 施	14件中11件実 施	○	40%以上実 施	30件中23件実 施	○	環境配慮のイ ベント推進	後 援 事 業 の 50%実施	後 援 事 業 の 50%実施
	施設係	廃棄物のリサイク ル化	発生廃棄物 のリサイクル 率40%以上	リサイクル率 100%	○	発生廃棄物 のリサイクル 率40%以上	リサイクル率 98.5%	○	建設廃棄物の リサイクル	50%以上	50%以上

		H25							H26		
部・課・係		取組項目	前期			後期			取組項目	目標	
			目標	実績	評価	目標	実績	評価		前期	後期
	学校教育課 管理係	紙の使用量削減	4UP印刷の 実行 紙の使用量 60%削減	2UP印刷、両面 印刷の実施	○	紙の使用量 60%削減	2UP印刷、裏紙 利用の実施	○	省エネルギー 対策の実施	年間使達回 数減(10%) 時間外勤務 削減(15%)	年間使達回 数減(10%) 時間外勤務 削減(15%)
	指導係	環境教育の取組 推進	総合学習で の取組(30時 間)、全校で のエコカーテ ン	ほぼ実施でき た	○	総合学習で の取組(40時 間)、全校で のエコカーテ ン	ほぼ実施でき た	○	環境学習機会 の提供	アースキッズプロ ジェクトを通して CO2削減に取り 組む	アースキッズプロ ジェクトを通して CO2削減に取り 組む
	社会教育課 社会教育係	環境図書の充実	両館で20冊 以上購入、 図書の紹介	榛原:15冊購入 相良:14冊購入	△	両館で20冊 以上購入、 環境学習会 開催	ほぼ実施でき た	○	環境図書の充 実	図書の紹介	環境学習会 の開催、両館 で20冊以上購 入
	文化振興係	電気使用量の削 減	い～ら駐車 場照明の部 分点灯工事 を検討	6月完成	○	い～ら駐車 場照明の部 分点灯工事 の発注	6月完成	○	電気使用量の 削減	太陽光発電 設備導入契 約	工事施工
小中学校											
	相良小学校	清掃活動の実施	校内愛校活 動3回、校外 愛好活動2 回	60%達成	△	校内愛校活 動1～2回、 校外愛好活 動1～2回	90%達成	◎	清掃活動の実 施	校内外愛校 活動各1回実 施	
	片浜小学校	電気使用量の削 減	扇風機の活 用など	前年同期比 828kWh削減	○	不要な電気 の消灯の徹 底	年間511kWh削 減	○	環境意識の向 上	愛校活動、雑 紙回収、奉仕 活動の実施	

		H25							H26		
部・課・係		取組項目	前期			後期			取組項目	目標	
			目標	実績	評価	目標	実績	評価		前期	後期
	菅山小学校	紙の使用量削減	テレビ・パソコンの活用による紙削減のマニュアルづくり	目次の検討	△	テレビ・パソコンの活用による紙削減のマニュアルづくり	目次の検討	△	紙の使用量削減	テレビ・パソコンの活用マニュアル作成の内容精査	
	萩間小学校	児童の環境意識向上	児童の意識育ち度85%	87.50%	◎	児童の意識育ち度90%	92.80%	○	児童の環境意識向上	学校評価「雑紙、栽培分野」それぞれ70、80%以上	雑誌回収70%以上栽培分野90%以上
	地頭方小学校	環境教育の充実	土、作物に触れる、地産地消100%	全学年栽培活動参加、地産地消100%	◎	地域の方や作物に感謝、地産地消100%	末広会を歌声集会に招待し、感謝	◎	環境教育の充実	野菜の栽培、地産地消100%	
	川崎小学校	ごみの削減	ごみ量前年比10%減、牛乳パックリサイクル100%	牛乳パックリサイクル100%、ごみ若干減	○	ごみ量前年比10%減、牛乳パックリサイクル100%	ごみ若干減・牛乳パックリサイクル100%	◎	環境教育の充実	エコ活動の充実、牛乳パックリサイクルの推進	エコ活動・ゴミ分別収集
	細江小学校	環境意識の向上	環境教育計画の作成 植物の栽培、観察	植物の栽培を実施 エコ委員会も継続中	○	環境活動実施、愛校活動の実施	アルミ缶・雑紙の回収の実施	◎	環境教育の充実	雑誌、アルミ缶、節水、節電	PTAによる資源回収、木曜定時退庁
	勝間田小学校	環境意識の向上	環境教育計画の作成、実施	農園活動、水に関する学習の実施	◎	環境教育計画の実施	農園活動、アルミ缶回収の実施	◎	環境教育の充実	アルミ缶回収4回	アルミ缶回収5回
	坂部小学校	リサイクル意識の向上	エコキャップ15kg、アルミ缶50kg	エコキャップ6.8kg アルミ缶58.8kg	◎	エコキャップ15kg、アルミ缶50kg	エコキャップ2kg アルミ缶52.4kg	◎	環境教育の充実	アルミ缶60kg、エコキャップ600個	アルミ缶60kg、エコキャップ600個

		H25							H26		
部・課・係		取組項目	前期			後期			取組項目	目標	
			目標	実績	評価	目標	実績	評価		前期	後期
	相良中学校	ごみの削減	ごみ量前年比10%減	職員会議での呼びかけ	○	ごみ量前年比90%	燃えるごみを見直し雑紙へ入れる。	○	ごみの削減	ごみ量前年比90%	ごみ量前年比90%
	榛原中学校	電気使用量の削減	前年度比減	56,386kWh(H25)に対し、59,705kWh	○	前年度比減	57,106kWh(H25)に対し、55,280kWh	◎	電気使用量の削減	電気使用量56,000kWh	電気使用量54,000KWh
	牧之原小学校	ごみの削減	学校、地域の資源回収量5%増	30,810 kg (H25)に対し、25,730kg	△	学校、地域の資源回収量10%増	21,070 kg (H25)に対し、18,060kg	△	環境教育の充実	野菜、植物栽培、食育	清掃活動の充実
	牧之原中学校	環境教育の充実	茶摘み(販売)梅・夏野菜収穫	茶摘み(販売)梅・夏野菜収穫	◎	茶園施肥・除草冬野菜	茶園施肥・除草冬野菜収穫	◎	環境教育の充実	茶摘み(販売)梅・夏野菜収穫	茶摘み(販売)梅・夏野菜収穫
保育園・幼稚園											
	あおぞら保育園	環境意識の向上	戸外活動の充実、野菜の栽培、緑のカーテン	週2日の体操、畑、プランターで夏野菜の栽培	◎	戸外活動の充実、野菜や花の栽培	週2日の体操マラソン、畑、プランターで秋冬野菜や花の栽培	◎	指定管理に移行		
	菅山保育園	節水	水道量5%減	4～5月13%減 6～7月23%減 8～9月20%減	◎	水道量5%減	10～11月14%減 12～1月2%増 2～3月19%増	×	環境教育の充実	野菜栽培、散歩	野菜栽培、散歩
	萩間保育園	環境意識の向上	野菜の栽培、調理、園外保育の充実、緑のカーテン作り、花の栽培	親子で野菜栽培、園周辺の散歩、ゴーヤ朝顔	○	野菜の栽培、調理、花の栽培、身近な環境の掲示やお便り	おにぎり・味噌汁作り、じゃが芋植え、親子で花栽培	○	環境意識の向上	緑のカーテン、野菜、花の栽培、園外保育の充実	野菜の栽培、園外保育の充実など

		H25							H26		
部・課・係		取組項目	前期			後期			取組項目	目標	
			目標	実績	評価	目標	実績	評価		前期	後期
	地頭方保育園	環境意識の向上	園外保育の充実、緑のカーテン作り、野菜の栽培、調理	夏野菜収穫、調理、グリーンカーテン	○	園外保育の充実、野菜の栽培、調理	散歩、ポニー教室、冬野菜収穫、調理	○	環境教育の充実	野菜栽培、散歩	
	牧之原保育園	環境意識の向上	エコキャップ運動への参加	9.5kg回収	○	エコキャップ運動への参加	たくさん回収できた	○	環境意識の向上	エコキャップの回収、野菜栽培	廃材おもちゃ作り
	細江保育園	環境意識の向上	環境掲示物チラシ配布、年6回	3回	○	環境掲示物、チラシ等の配布 6回以上	3回	○	環境意識の向上	野菜・花の栽培	野菜・花の栽培
	勝間田保育園	環境意識の向上	園外保育の充実、緑のカーテン作り、野菜の栽培、調理	苺狩、夏野菜収穫、調理、グリーンカーテン	○	園外保育の充実、野菜の栽培、調理	ひまわりの種取、冬野菜の調理	○	環境教育の充実	野菜栽培、散歩	
	坂部保育園	環境意識の向上	園外保育の充実、緑のカーテン作り、野菜の栽培、調理	芋堀、夏野菜収穫、調理、グリーンカーテン	○	園外保育の充実、野菜の栽培、調理、季節の花栽培	散歩、冬野菜の収穫調理	○	ごみの削減	分別学習、紙のリサイクル	
	相良幼稚園	環境意識の向上	ゴミ減量、節水、節電	昨年度より減少	○	ゴミ減量、節水、節電	昨年度より減少	○	ごみの削減	ごみの分別、野菜の栽培	
	地頭方幼稚園	環境意識の向上	自然探索活動の充実、野菜の栽培、調理、節水、ゴミ分別	芋堀、夏野菜収穫、調理、	○	自然探索活動の充実、野菜の栽培、調理、節水、ゴミ分別	農園活動、アルミ缶回収の実施	○	環境教育の充実	野菜栽培、散歩	

		H25							H26		
部・課・係		取組項目	前期			後期			取組項目	目標	
			目標	実績	評価	目標	実績	評価		前期	後期
消防本部											
	消防本部 総務課	電気使用量の削減	1日2時間消灯	6時間消灯	◎	1日2時間消灯	6時間消灯	◎	電気使用量の削減	1日2時間消灯	
	予防課	紙の使用量削減	印刷率の10%削減	月に2回程度	○	印刷率の10%削減	月に4回	○	住宅用火災警報器の普及啓発のための全戸調査	2年で8000件	
	通信指令課	紙の使用量削減	印刷率の30%削減	事案終了書の印刷削減	◎	印刷率の10%削減	事案終了書の印刷削減	◎	印刷率の10%削減	事案終了書の印刷削減	
	警防グループ	紙の使用量削減	印刷率の10%削減	10%	○	印刷率の10%削減	10%	○	紙の使用量削減	印刷率の10%削減	印刷率の10%削減
	救急グループ	紙の使用量削減	原稿チェックによるミス削減	把握できず	△	原稿チェックによるミス削減	把握できず	△	紙の使用量削減	印刷率の10%削減	印刷率の10%削減
	救助グループ	電気・水使用量の削減	洗濯機使用回数20%減	使用回数不明	×	洗濯機使用回数20%減	使用回数不明	×	紙の使用量削減	印刷率の10%削減	印刷率の10%削減

4 参考資料

(1) 浄化槽

- ① 法定検査…検査機関＜一般財団法人 静岡県生活科学検査センター054-621-5030＞

合併処理浄化槽を設置すると、浄化槽法に基づいた検査や点検、また清掃が義務付けられています。

合併処理浄化槽の機能を長続きさせるため、定期的な検査を実施しましょう。

検査内容

外観検査	設置状況・消毒実施状況・蚊ハエなど発生状況・悪臭発生状況など
水質検査	水素イオン濃度(pH)・溶存酸素量(DO)・透視度・残留塩素濃度など
書類検査	保存している保守点検記録・清掃記録

ア 第7条検査

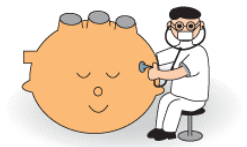
- ・浄化槽を設置して、初めに1回だけ行います
- ・新設の半年後から2カ月の間の水質検査
- ・設置した浄化槽が有効に機能しているかを検査するものです。
- ・費用は11,500円

イ 第11条検査

- ・7条検査を行った翌年から毎年1回行います
- ・費用は6,000円
- ・保守点検・清掃・法定検査の記録は3年間保存してください。

- ② 保守点検（第10条義務）

- ・4カ月に1回以上実施するもの
- ・運転状況の調整修理や消毒薬の補充を実施する



- ③ 清掃（第10条義務）

- ・汚泥やスカムがたまると浄化槽の機能低下を起すため、年1回以上清掃し回復させる。

- ・清掃業者

相良地区

東環クリーン 52-0065 12,000円/m³＋遠距離輸送料

榛原地区

榛原衛生社 22-0839 13,500円（税抜き）



(2)大気

① 大気の汚染にかかる環境基準

(昭和48年5月8日 環境庁告示第25号)

物 質	環境上の条件 (設定年月日など)	測定方法
二 酸 化 硫 黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
二 酸 化 窒 素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント (OX)	1時間値が0.06ppm以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
一 酸 化 炭 素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮 遊 粒 子 状 物 質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
微 小 粒 子 状 物 質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と等価な値が得られると認められる児童測定器による方法
備考	1. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。 2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。 3. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後採取される粒子をいう。	

② 有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準 (平成13年4月20日 環境省告示第30号)

物 質		環境上の条件	測定方法
ベ ン ゼ ン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジ ク ロ ロ メ タ ン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法を標準法とする。また、当該物質に関し、標準法と同等以上の性能を有使用可能とする。	
	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。		
	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。		
	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。		
備考	1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。		

[大気汚染に係る指針]

・光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

光化学オキシダントの日最高1時間値 0.06ppm に対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にある。(S51.8.13 通知)

③ 光化学オキシダント

注意報等の発令基準

各観測ポイントにおける気象条件等を考慮し、次の注意報等が発令される。

発令区分	光化学オキシダント濃度
注 意 報	1 時間値0.12ppm以上 + 大気汚染状態が継続し被害が発生すると認められるとき。
警 報	1 時間値0.24ppm以上 + 大気汚染状態が継続すると認められるとき。
重大緊急警報	1 時間値0.40ppm以上 + 大気汚染状態が継続すると認められるとき。

(3)水質

① 人の健康の保護に関する環境基準

(昭和46年12月環境庁告示第59号)

項 目		基 準 値
カ ド ミ ウ ム		0.01mg/ℓ以下
全 シ ア ン		検出されないこと
鉛		0.01mg/ℓ以下
六 価 ク ロ ム		0.05mg/ℓ以下
砒 素		0.01mg/ℓ以下
総 水 銀		0.0005mg/ℓ以下
ア ル キ ル 水 銀		検出されないこと
P C B		検出されないこと
ジ ク ロ ロ メ タ ン		0.02mg/ℓ以下
四 塩 化 炭 素		0.002mg/ℓ以下
1, 2-ジク ロ ロ エ タ ン		0.004mg/ℓ以下
1, 1-ジク ロ ロ エ チ レ ン		0.1mg/ℓ以下
シス-1, 2-ジク ロ ロ エ チ レ ン		0.04mg/ℓ以下
1, 1, 1-トリク ロ ロ エ タ ン		1mg/ℓ以下
備考	1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。	
	2. 「検出されないこと」とは、昭和 46 年環境庁告示 59 号に定める方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
	3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。	
	4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 K0102 43. 2. 1、43. 2. 3 又は 43. 2. 5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0. 2259 を乗じたものと同規格 43. 1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0. 3045 を乗じたものの和とする。	
項 目		基 準 値
1, 1, 2-トリク ロ ロ エ タ ン		0.006mg/ℓ以下
トリク ロ ロ エ チ レ ン		0.03mg/ℓ以下
テトラク ロ ロ エ チ レ ン		0.01mg/ℓ以下
1, 3-ジク ロ ロ プ ロ ペ ン		0.002mg/ℓ以下
チ ウ ラ ム		0.006mg/ℓ以下
シ マ ジ ン		0.003mg/ℓ以下
チ オ ベ ン カ ル ブ		0.02mg/ℓ以下
ベ ン ゼ ン		0.01mg/ℓ以下
セ レ ン		0.01mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		10mg/ℓ以下
ふ っ 素		0.8mg/ℓ以下
ほ う 素		1mg/ℓ以下
1, 4 - ジ オ キ サ ン		0.05mg/ℓ以下

② 生活環境の保全に関する環境基準

ア 河川（湖沼を除く。）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50MPN/ 100mℓ以下	水域類型ごとに指定する水域
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN/ 100mℓ以下	
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げる もの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5 mg/ℓ以上	5,000MPN/ 100mℓ以下	
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下 の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5 mg/ℓ以上	—	
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げ るもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2 mg/ℓ以上	—	
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/ℓ以上	—	
備考	1. 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/ℓ以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。 3. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全 4. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの 5. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用 水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用 6. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの 工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの 7. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度						

イ 湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万㎡以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50MPN/ 100ml以下	水域類型ごとに指定する水域
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/ℓ以下	5mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN/ 100ml以下	
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/ℓ以下	15mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—	
C	工業用水2級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/ℓ以下	ゴミ等の浮遊 が認められないこと。	2mg/ℓ以上	—	
備考	1. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。 2. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全 3. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの 4. 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用 水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用 5. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの 6. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度						

③ 海域

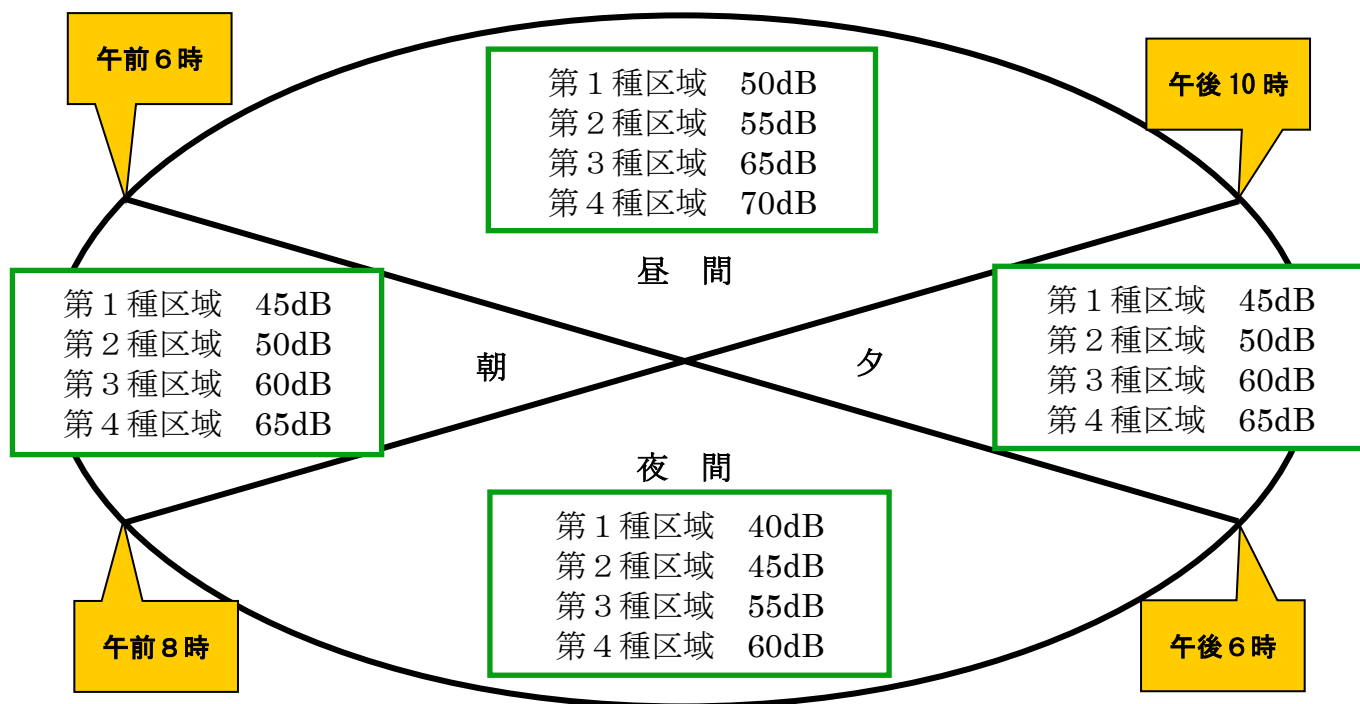
項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質(油 分等)	
A	水産 1 級 水浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN/ 100ml以下	検出されな いこと	水域類型ごとに指定する水域
B	水産 2 級 工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—	検出されな いこと	
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	—	—	
備考	1. 水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100ml 以下とする。 2. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全 3. 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用 水産 2 級：ボラ、ソリ等の水産生物用 4. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度						

④ 地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年3月13日環境庁告示第10号）

項 目		基準値	項 目		基準値
カドミウム		0.01mg/ℓ以下	1,1,1-トリクロロエタン		1 mg/ℓ以下
全シアン		検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン		0.006mg/ℓ以下
鉛		0.01mg/ℓ以下	トリクロロエチレン		0.03mg/ℓ以下
六価クロム		0.05mg/ℓ以下	テトラクロロエチレン		0.01mg/ℓ以下
砒素		0.01mg/ℓ以下	1,3-ジクロロプロペン		0.002mg/ℓ以下
総水銀		0.0005mg/ℓ以下	チウラム		0.006mg/ℓ以下
アルキル水銀		検出されないこと	シマジン		0.003mg/ℓ以下
P C B		検出されないこと	チオベンカルブ		0.02mg/ℓ以下
ジクロロメタン		0.02mg/ℓ以下	ベンゼン		0.01mg/ℓ以下
四塩化炭素		0.002mg/ℓ以下	セレン		0.01mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン		0.004mg/ℓ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		10mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン		0.02mg/ℓ以下	ふっ素		0.8mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.04mg/ℓ以下	ほう素		1mg/ℓ以下
備考	1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。				

(4) 騒音

① 規制基準



② 規制区域

区域	騒音規制法	県条例（県内全域が対象）
第1種	第1種低層住居専用地域	第1種低層住居専用地域、 第2種低層住居専用地域、 知事がこれに準ずる地域と認めて指定する地域
第2種	第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、 第2種住居地域、 都市計画区域内の用途地域の定めのない地域	第1種区域、 第3種区域、 第4種区域、 } 以外の地域 都市計画区域外の用途地域の定めのない地域など
第3種	近隣商業地域、 商業地域、 準工業地域	近隣商業地域、 商業地域、 準工業地域、 知事がこれに準ずる地域と認めて指定する地域、 工業港区以外の分区(用途地域内の区域を除く。)
第4種	工業地域	工業地域、 工業専用地域、 知事がこれに準ずる地域と認めて指定する地域、 工業港区（用途地域のない区域を除く。）

※ 環境保全協定や公害防止協定において数値が個別に変更されている場合があります。

③ 騒音に係る環境基準（平成10年9月30日環境庁告示第64号 改正 平成12年3月28日環境庁告示第20号）

ア 一般地域

地域類型	基準値	
	昼間（午前6時～午後10時）	夜間（午後10時～午前6時）
AA	50dB 以下	40dB 以下
A 及び B	55dB 以下	45dB 以下
C	60dB 以下	50dB 以下

イ 道路に面する地域

地域の区分		基準値	
		昼間（午前6時～午後10時）	夜間（午後10時～午前6時）
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域		60dB 以下	55dB 以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域		65dB 以下	60dB 以下
備考	車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。		

ウ 幹線交通を担う道路に近接する空間

		基準値	
		昼間（午前6時～午後10時）	夜間（午後10時～午前6時）
		70dB 以下	65dB 以下
備考	個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下）によることができる。		

○ 騒音に係る環境基準の地域のタイプの指定（平成11年3月26日 環境庁告示第277号）

地域類型	該当地域
A	騒音規制法に基づく第1種地域並びに騒音規制法に基づく第2種地域のうち第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
B	騒音規制法に基づく第2種地域で、Aの地域の類型を当てはめる地域以外の地域
C	騒音規制法に基づく第3種及び第4種地域

④ 航空機騒音に係る基準（昭和48年12月27日環境庁告示第154号 改正 平成12年12月14日環境庁告示第78号）

地域類型	基準値（単位 WECPNd）
I	70 以下
II	75 以下

（注）I をあてはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

○航空機騒音に係る環境基準の地域のタイプの指定（平成9年3月28日 静岡県告示第344号の3）

地域類型	該当地域
I	別表に掲げる地域のうち第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
II	別表に掲げる地域のうちIの地域の類型をあてはめる地域以外の地域（工業専用地域及び飛行場内を除く）
備考	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び工業専用地域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条の規定により定められた地域をいう。

別表

1	浜松市、磐田市、袋井市、浜北市、湖西市、舞阪町、新居町、雄踏町及び細江町の区域のうち別図1に表示する地域
2	焼津市及び大井川町の区域のうち別図2に表示する地域
3	島田市、牧之原市及び吉田町の区域のうち別図3に表示する地域
備考	この表に掲げる市町の区分は、平成21年3月31日における行政区画によって表示されたものとする。

別図1、別図2及び別図3（省略）

⑤ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準（昭和50年7月29日環境庁告示第46号 改正 平成12年12月14日環境庁告示第78号）

ア 環境基準

地域類型	基準値
I	70dB 以下
II	75dB 以下

（注1） Iをあてはめる地域は、主として住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域は商工業用の用に供される地域等I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

（2） ①の環境基準は、午前6時から午後12時までの間の新幹線鉄道騒音に適用するものとする。

イ 達成目標期間

環境基準は、関係行政機関及び関係地方公共団体の協力のもとに、新幹線鉄道の沿線区域の区分ごとに次表の達成目標期間の欄に掲げる期間を目途として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。この場合において、新幹線鉄道騒音の防止施策を総合的に講じても当該達成目標期間で環境基準を達成することが困難と考えられる区域においては、家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするものとする。

以下（次表等）省略

○新幹線騒音に係る環境基準の地域のタイプの指定（平成9年3月28日 静岡県告示第344号の4）

地域類型	該当地域
I	別表に掲げる地域のうち第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、都市計画区域内の用途の定めのない地域
II	別表に規定する区域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
備考	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条の規定により定められた地域をいう。

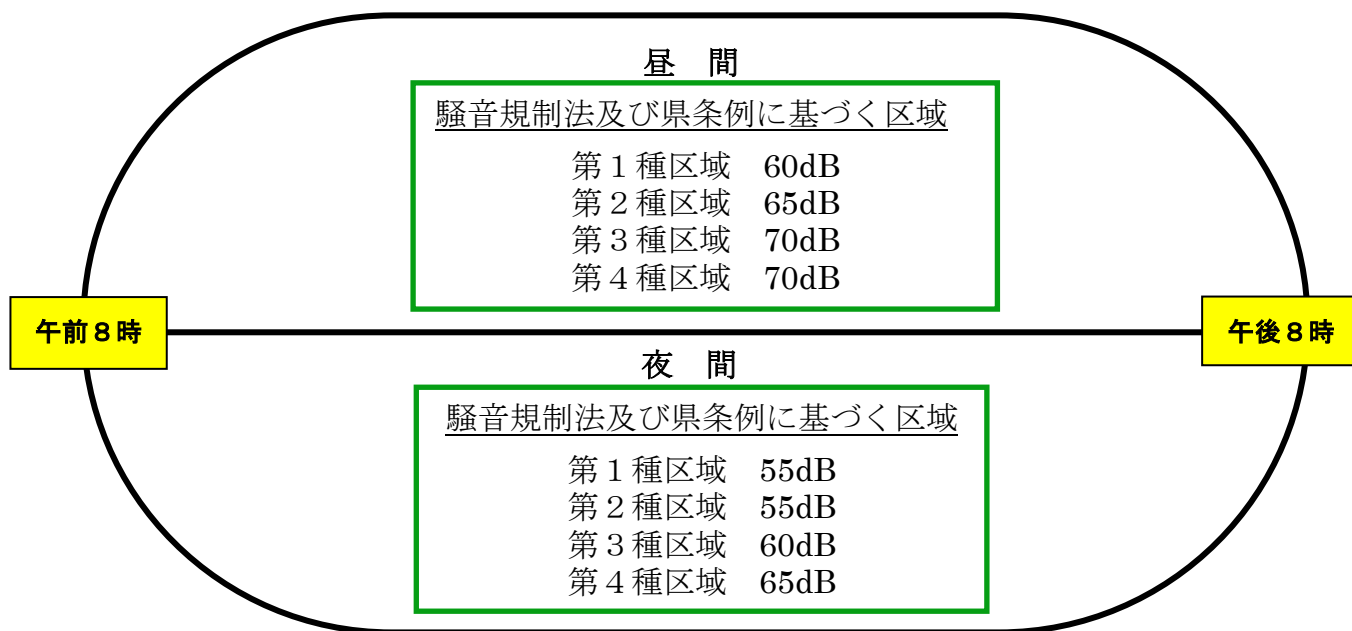
別表

静岡県内に敷設された新幹線鉄道の軌道の中心線から両側にそれぞれ400m以内の区域（富士川、安倍川、大井川及び天竜川の橋りょうにかかる部分については別図1から4までに表示する区域とし、トンネル、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条の規定により定められた工業専用地域、河川法（昭和39年法律167号）第6条第1項に規定する河川区域及び別図5に表示する区域を除く。）
--

別図1から5まで（省略）

(5) 振動

① 規制基準



② 規制区域

区域	騒音規制法	県条例（県内全域が対象）
第1種	第1種低層住居専用地域	第1種低層住居専用地域、 第2種低層住居専用地域、 知事がこれに準ずる地域と認めて指定する地域
第2種	第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、 第2種住居地域、 都市計画区域内の用途地域の定めのない地域	第1種区域、 第3種区域、 第4種区域、 } 以外の地域 準都市計画区域など
第3種	近隣商業地域、 商業地域、 準工業地域	近隣商業地域、 商業地域、 準工業地域、 知事がこれに準ずる地域と認めて指定する地域、 工業港区以外の分区（用途地域内の区域を除く。）
第4種	工業地域	工業地域、 工業専用地域、 知事がこれに準ずる地域と認めて指定する地域、 工業港区（用途地域のない区域を除く。）

※ 環境保全協定や公害防止協定において数値が個別に変更されている場合があります。

③ 環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について [指針]

- (ア) 新幹線鉄道振動の補正加速度レベルが、70dBを超える地域について緊急に振動源及び障害防止対策等を講ずること。
- (イ) 病院、学校その他特に静穏の保持を要する施設の存する地域については、特段の配慮をするとともに、可及的速やかに措置すること。

(6) 化学物質関係

- ① ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準 (平成11年12月27日環境庁告示第68号)

媒 体	基 準 値	備 考
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。
水 質 (水底の底質を除く)	1 pg-TEQ/l以下	
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	
土 壌	1,000pg-TEQ/g 以下	

- ② 土壌の汚染に係る環境基準 (平成9年3月13日環境庁告示第10号)

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1ℓにつき0.05mg以下であること。
砒(ひ)素	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1ℓにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1ℓにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1ℓにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。

シマジン	検液 1 ℓにつき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 ℓにつき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 ℓにつき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1 ℓにつき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 ℓにつき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1 ℓにつき 1 mg 以下であること。

(7) かおり・悪臭

① かおり

平成 13 年に環境省が日本各地から選定した「かおり風景 100 選」に本市を含む「牧之原・川根路のお茶の風景」が選ばれています。自然や生活、文化に根ざした香りのある地域として選定されたものです。

【県内で選定された地域】

- 牧之原・川根路のお茶・・・牧之原地区、川根地区
(牧之原市、島田市、掛川市、御前崎市、菊川市、吉田町、川根本町)
- 松崎町桜葉の塩漬け・・・松崎町
- 豊田香りの公園・・・磐田市
- 浜松のうなぎ・・・浜松市



② 悪臭

平成 18 年 12 月 1 日より、人の嗅覚で悪臭の規制を行う臭気指数規制を導入しました。これにより特定悪臭物質の物質濃度規制では補完できない複合臭や未規制物質の臭いの問題に対して、対応できるようになりました。

	臭 気 濃 度 規 制 (現在の規制)	物 質 濃 度 規 制 (以前の規制)
内 容	● 人間の嗅覚を用いて、においを総合的にとらえ規制する方法。 ● 種々のにおいが混在した場合、においの交互作用の影響を把握できる。 ● 複数の悪臭物質を排出している事業所に効果がある。	● 主に悪臭苦情が出る 22 物質を特定化。 (主にアンモニア、硫化水素など) ● 特定化した悪臭物質に対する規制値を設定し、悪臭苦情を防止する。
規制値	臭気指数 15 (市内全域) ※約 32 倍希釈相当の値 (楽に感知できるにおいの臭気指数を測定すると、15 前後の値になる)。	E 区域 (市内全域) ※窒素化合物、低級脂肪酸に中庸で、他の物質にきびしい基準値 (臭気指数 10 ～ 18 相当) を設定した区域。

(8) 平成 26 年度手数料及び補助金額

① 手数料

ア 畜犬手数料

	手 数 料	頻 度	再交付手数料※1	備 考
畜 犬 登 録	3,000円	1 回/頭	1,600円	転入時の登録料は無料
狂犬病注射	550円	1 回/年	340円	注射済票の交付手数料

イ 一般廃棄物収集運搬業許可 申請手数料

手 数 料	許可期間	備 考
5,000円	2 年	許可を受けるための審査手数料

② 補助金等

ア ごみ集積施設設置補助金

補助額 … 補助率 1 / 2 (※ 限度額 50,000 円)

イ 資源集団回収奨励金

奨励金 … 2 円/kg

対 象 … 新聞、ダンボール、雑誌、雑紙(ざつがみ)、牛乳パック、アルミ缶

ウ 浄化槽補助金額

	補 助 金 額	付 替 補 助 額
5 人槽	199千円	365千円
7 人槽	248千円	455千円
10人槽	328千円	602千円

※ 特別推進地区については別途上乘せあり。

【付替補助の条件】

- ◆ 建築確認を伴わない
- ◆ 「単独浄化槽」から「合併処理浄化槽」への変更のみ補助対象
- ◆ 「汲取り式トイレ」からの変更は対象とはならない

エ 自然エネルギー利用推進事業

① 自然循環型太陽熱温水器

住宅の屋根等への設置に適した、太陽熱エネルギーを集熱器により集めて給湯に利用するシステムで、貯湯部分と集熱器部分が一体型のもの。

補助額は 1 基当たり 15,000 円。

② 強制循環型太陽熱利用システム

住宅の屋根等への設置に適した、不凍液等を強制循環する太陽熱集熱器と蓄熱槽から構成され、主に給湯に利用するシステムをいう。

補助額は 1 基当たり 30,000 円。



エコアクション21

認証・登録番号 0001722

平成 26 年版 牧之原市の環境（別冊）

牧之原市 市民生活部 環境課

〒421-0592 牧之原市相良 2 7 5 番地

[TEL]0548-53-2609 [FAX]0548-53-2889

[E-mail]shimin@city.makinohara.shizuoka.jp